

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国出張・出向社員給与所得の取扱い

中国子会社への出張・出向社員の給与所得に係る所得税について、中国での取扱いを解説します。

1. 中国所得税の概要

区分	定義	課税所得の範囲
居住者	国内に住所を有する者または「1年以上居住」に該当する者	中国国内源泉所得+国外源泉所得
非永住者	居住期間が5年以下の居住者（中国国内に住所を有する者を除く） （中国国内法における住所とは、戸籍を置き、家族、経済的利益のために主たる生活の拠点として居住する場所をいう。）	中国国内源泉所得+中国国内払いの国外源泉所得（国外払い分を非課税とするには、税務署による認可が必要）
非居住者	国内に住所を有しない者または居住期間が1年未満の者	中国国内源泉所得のみ

2. 給与所得の源泉地

給与所得の源泉地は、勤務地によって中国国内源泉所得かそれとも日本国内源泉所得かを判定するのであり、どちらから支払われるかは関係しません。よって、日本から給与が支払われても、中国で勤務していれば、その給与が中国国内源泉所得とされて中国で課税されることになります。

3. 出張・出向社員の中国における課税関係

中国に出張または出向する日本人社員の給与に対する課税関係は下記の通りです。

中国での居住期間	中国国内源泉所得		日本国内源泉所得	
	中国企業払い	日本企業払い	中国企業払い	日本企業払い
0～183日（非居住者）	課	非	非	非
184日～1年未満（非居住者）	課	課	非	非
1年以上～5年以下（非永住者）	課	課	課	非
5年超（居住者）	課	課	課	課

4. 183日免税ルール

上表のとおり、日本から中国に出張する者が、日中租税条約15条に規定する次の3要件のすべてを満たす場合には、その勤務期間に対応する給与に対して滞在国である中国では課税されません。この場合にはいわゆる「183日免税ルール」が適用されます。

- ① 給与受給者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締約国(中国)に滞在すること
- ② 給与が当該他方の締約国(中国)の居住者でないもの(日本法人)から支払われていること
- ③ 給与は当該他方の締約国(中国)に有する恒久的施設によって負担されないこと

お見逃しなく！

出張での中国滞在期間が183日を超えた場合、その超えた月に所得税の申告・納税義務が発生し、その翌月15日までに申告・納税をしなければなりません。その所得税額は暦年を通じて最初の中国滞在月まで遡って計算されることとなります。